

# 山口県報

令和5年  
6月2日  
(金曜日)

2 第二区

熊毛郡上関町大字室津字本町八三九の七から同大字字西町六七一の二〇に至る  
土地の地先公有水面

1 第一区

次の1の地点から11の地点までを順次結ぶ昭和四十三年十二月二十七日付け指  
令港湾第一四九六号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.  
L. 十二・五五メートル)（以下「満潮位」という。）における公有水面と陸地  
との境界線、11の地点と12の地点を結ぶ昭和四十四年十月十七日付け指令港湾第  
六七一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. 十三・二  
七メートル)、12の地点から31の地点までを順次結んだ線、31の地点から一〇一  
度〇一分三三秒六五・四五メートルの地点を中心とする半径六五・四五メートル  
の円で31の地点と32の地点を結ぶ西側の円弧及び1の地点と32の地点を結ぶ満潮  
位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2 第二区

次の33の地点から50の地点までを順次結ぶ昭和四十三年十二月二十七日付け指  
令港湾第一四九六号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.  
L. 十三・二七メートル)、50の地点から66の地点までを順次結んだ線及び33の  
地点と66の地点を結ぶ平成三年一月十六日付け指令港湾第七四四号でしゅん功認  
可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. 十二・八四メートル)に囲まれ  
た区域

1の地点 熊毛郡上関町大字長島字殿後の上関四等三角点（北緯三三度四九分四  
四・一四八秒東經一三二度〇六分五三・一七二秒）（以下「基準点」と  
いいう。）から一一度一八分一五秒八八三・八四メートルの地点

2の地点 1の地点から二八度三五分三三秒七・〇九メートルの地点

3の地点 2の地点から二七度四五分〇九秒一〇・三四メートルの地点

4の地点 3の地点から二七度五七分一秒三〇・〇四メートルの地点

5の地点 4の地点から二八度三八分一三秒九・四八メートルの地点

6の地点 5の地点から三一度三八分四二秒二〇・二六メートルの地点

7の地点 6の地点から三〇度四七分二五秒一五・九〇メートルの地点

8の地点 7の地点から三三度一二分二四秒一七・二三メートルの地点

9の地点 8の地点から三八度一四分〇二秒〇・二九メートルの地点

10の地点 9の地点から三七度二七分四九秒八・〇九メートルの地点

11の地点 10の地点から三五度五七分五九秒四・六三メートルの地点

12の地点 11の地点から三三二度二九分五一秒一五・七二メートルの地点

（一）位置

1 第一区

熊毛郡上関町大字室津字西町六六八の二に沿接する道路から同字一七八五の三  
に至る土地の地先公有水面

13 の地点  
14 の地点  
15 の地点  
16 の地点  
17 の地点  
18 の地点  
19 の地点  
20 の地点  
21 の地点  
22 の地点  
23 の地点  
24 の地点  
25 の地点  
26 の地点  
27 の地点  
28 の地点  
29 の地点  
30 の地点  
31 の地点  
32 の地点  
33 の地点  
34 の地点  
35 の地点  
36 の地点  
37 の地点  
38 の地点  
39 の地点  
40 の地点  
41 の地点  
42 の地点  
43 の地点  
44 の地点  
45 の地点  
46 の地点  
47 の地点  
48 の地点  
49 の地点  
50 の地点  
51 の地点  
52 の地点  
53 の地点  
54 の地点  
55 の地点  
56 の地点  
57 の地点  
58 の地点  
59 の地点  
60 の地点  
61 の地点  
62 の地点  
63 の地点  
64 の地点  
65 の地点  
66 の地点  
47 の地点から二二三度四八分一六秒五・四二メートルの地点  
13 の地点から二二二度四七分〇二秒五・〇九メートルの地点  
14 の地点から二二一度四一分四一秒一〇・一メートルの地点  
15 の地点から二二一度〇分四九秒七・八九メートルの地点  
16 の地点から二二〇度五四分三七秒七・六四メートルの地点  
17 の地点から二二〇度五三分二四秒〇・八〇メートルの地点  
18 の地点から二二〇度五五分三七秒〇・八〇メートルの地点  
19 の地点から二二〇度五五分三七秒〇・八〇メートルの地点  
20 の地点から二二〇度五五分一二秒三一・七七メートルの地点  
21 の地点から二二〇度五五分一二秒三一・七七メートルの地点  
22 の地点から二二〇度五四分三〇秒六・八一メートルの地点  
23 の地点から二二〇度二〇分五七秒〇・八〇メートルの地点  
24 の地点から二二〇度〇五分四六秒三・五〇メートルの地点  
25 の地点から二二〇度四四分一〇秒〇・八〇メートルの地点  
26 の地点から二二〇度三二分四三秒八・二八メートルの地点  
27 の地点から二二〇度五八分一八秒五・二三メートルの地点  
28 の地点から二二〇度三七分一八分四〇秒五・二八メートルの地点  
29 の地点から二二〇度三二分三秒五・三三メートルの地点  
30 の地点から二二〇度一六分〇六秒五・三九メートルの地点  
31 の地点から二二〇度三七分一三秒三・七四メートルの地点  
32 の地点から二二〇度三二分三秒九・一六メートルの地点  
33 の地点から二二〇度三九分〇五秒七八七・五二メートルの地点  
34 の地点から二二〇度〇四分一六秒二・四二メートルの地点  
35 の地点から二二〇度三七分一七秒三・四一メートルの地点  
36 の地点から二二〇度三六分一七秒三・四一メートルの地点  
37 の地点から二二〇度二七分〇四秒三・〇四メートルの地点  
38 の地点から二二〇度一七秒四・〇一メートルの地点  
39 の地点から二二〇度一九分四四秒四・五七メートルの地点  
40 の地点から二二〇度一九分一一秒一一・三〇メートルの地点  
41 の地点から二二〇度〇〇分〇九秒三・五〇メートルの地点  
42 の地点から二二〇度三六分一四秒三・〇七メートルの地点  
43 の地点から二二〇度三六分四〇秒三・四八メートルの地点  
44 の地点から二二〇度一九分一一秒一一・三〇メートルの地点  
45 の地点から二二〇度三二分一五秒二・四一メートルの地点  
46 の地点から二二〇度二九分四八秒三四・五四メートルの地点

## (三)

1 面積 第一区  
1、五九三・二七平方メートル

2 第二区  
八四六・九五平方メートル

免許の年月日及び番号  
平成二十九年一月三十一日 指令平二八港湾第四〇五号

## 三 関係図書を閲覧できる市町

熊毛郡上関町

## 四 認可を受けた者

山口市瀬戸一番一號

山口県知事

村岡 嗣政

認可の年月日

令和 5 年 5 月 24 日



## (一〇六) 令和 5 年度登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施します。

令和 5 年 6 月 2 日

山口県知事 村岡嗣政

## 一 試験の日時

令和 5 年 10 月 17 日（火曜日）午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時三十分まで

## 二 試験の場所

山口市維新公園四丁目一番一号

維新百年記念公園

KDDI 維新ホール  
山口市滝町一番一号  
山口県庁職員ホール

## 三 受験願書の受付期間

令和 5 年 7 月 10 日（月曜日）から同月 24 日（月曜日）まで（郵送の場合は、7 月 24 日までの消印のあるものは、有効とする。）

## 四 受験願書等の提出先

最寄りの保健所（山口県防府保健所を除く。）に提出すること。

## 五 提出書類等

写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの）

(三) 電算入力票

(四) 百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル

ル、横二十四センチメートルのもの）  
受験手数料

一万四千百十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

## 七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和 5 年 11 月 28 日（火曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁エンタープライズホール内の掲示板に掲示するとともに、山口県健康福祉部薬務課のホームページに掲載する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県健康福祉部薬務課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

## 八 その他



## 公 告

## 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和 5 年 6 月 2 日

山口県知事 村岡嗣政

## 一 入札に付する事項

(一) 次に掲げる物品等の購入

(二) 物品等の名称及び数量  
交通信号灯器 七十五台

(三) 物品等の特質等

(四) 入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限  
令和五年九月十五日

(四) 納入場所  
契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。  
(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第一百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和五年山口県告示第四十七号）に基づく資格審査において、電気通信機器について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和五年六月二日から同年七月十三日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部会計課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもつて落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所  
山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限  
令和五年七月十二日午後三時（入札書を持参する場合は、令和五年七月十三日午後一時三十分）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所  
山口市滝町一番一号 山口県警察本部一階 聽聞・意見の聴取待合室

(二) 日時  
令和五年七月十三日午後一時三十分

七 入札保証金

八 無効入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するためには、一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和五年六月二十六日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三一三九六〇）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通規制課（電話〇八三一九三三一〇一〇）に問い合わせること。

- 
- (1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
  - (2) Nature and quantity of the products to be purchased: 715 Traffic lights
  - (3) Delivery period: September 15, 2023
  - (4) Delivery place: The place designated by person in charge of the contract
  - (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Traffic Regulation Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
  - (6) Deadline for tender submission: 3:00 P.M. July 12, 2023 (If brought in person: 1:30 P.M. July 13, 2023)
-

令和  
五年六月二  
日発印行刷

発行所

山口県知事